

第1 資産の管理

1 固定資産と管理

水道事業は、電力・ガス事業等と同様、膨大な施設・設備を必要とする「装置産業」であり、当局は、お客さまに安全でおいしい水を安定的に供給するため、各種の固定資産を保有し、維持管理している。

固定資産には、有形固定資産、無形固定資産及び投資資産の3種類がある。

有形固定資産としては、土地、建物（営業所等）、構築物（ダム、浄水施設等）、機械及び装置（ポンプ等）、車両運搬具、器具備品等がある。

また、多摩川上流域の水源かん養を目的として、都の西部地域から山梨県にまたがる広大な土地に水源かん養林を保有し、維持管理している。

無形固定資産としては、電気通信施設や共同溝等の施設利用権、利根川水系のダム使用権、借地権等がある。

さらに、投資資産として、出資金や預託金等がある。

これら固定資産全体の局保有高は、令和5年3月末時点で、約2兆5,753億円（表6－1参照）である。

今後も、固定資産は、水道水に対するお客さまニーズの高度化・多様化への対応、施設の耐震性強化、老朽施設の更新等に伴い、保有高の増減が予想される。

これらの固定資産がそれぞれの機能を最大限発揮できるようにし、お客さまに24時間絶え間なく水道水を供給し続けるため、当局は、地方自治法、地方公営企業法等に基づき、東京都水道局固定資産規程を定め、台帳整備、保全維持管理、管理状況調査等を通じ、適正な固定資産管理を行っている。

表6－1 当局保有固定資産の内訳 (令和5年3月末現在) (単位 千円)

区 分		水道会計	工水会計	計
有形固定資産		2,466,622,771	2,770,257	2,469,393,028
	土地及び立木	282,806,105	32,304	282,838,409
	建物	145,245,724	0	145,245,724
	構築物	1,632,881,724	2,737,745	1,635,619,469
	機械及び装置	169,108,618	208	169,108,826
	その他	1,813,201	0	1,813,201
	リース資産	7,981,643	0	7,981,643
	建設仮勘定	226,785,756	0	226,785,756
無形固定資産		104,566,715	0	104,566,715
	施設利用権	7,566,139	0	7,566,139
	ダム使用権	93,578,923	0	93,578,923
	借地権	63,380	0	63,380
	リース資産	39,121	0	39,121
	その他無形固定資産	3,319,152	0	3,319,152
投資資産		1,306,220	0	1,306,220
	出資金	1,050,655	0	1,050,655
	その他投資	255,565	0	255,565
計		2,572,495,706	2,770,257	2,575,265,963

(注1) 本表は、企業用固定資産及び普通固定資産の合計である。

(注2) 金額は、投資資産においては取得原価、有形固定資産（土地及び立木並びに建設仮勘定を除く。）及び無形固定資産においては減価償却後のものである（千の位未満四捨五入）。

2 用地の管理と活用

当局所有の用地は、その約92%が水源地域（水源かん養林）であり、残りの約8%は、貯水池、浄水場、管路等の施設用地、営業所等の事務所用地及び材料置場等のその他用地に区分される（表6-2参照）。

表6-2 当局用地用途別内訳

（令和5年3月末現在）

用途	面積（千㎡）	比率（%）
局用地	266,976 (75)	100.00 (100.00)
水源かん養林	246,758 (0)	92.43 (0)
施設用地	19,861 (75)	7.44 (100.00)
事務所用地	91 (0)	0.03 (0)
その他用地	265 (0)	0.10 (0)

（ ）内は工業用水道事業会計分で外書き

（注）端数処理により誤差が生じる場合がある。

（1）用地の管理

当局は、用地を適正に管理するため、各部（所）に土地管理責任者を置き、用地の保全及び不適正使用の是正を図るとともに、土地管理資料を整備している。

また、水道事業の目的を妨げない範囲で土地の使用許可や貸付、売却等を行っている。

（2）用地の有効活用

水道管路用地の多くは、主要幹線道路や緑道（公園）等の公共施設として開放され、都民生活向上のために貢献している。

一方、保有資産を有効に活用して収益の確保を図ることは、水道事業の経営基盤強化を図る上で重要な施策である。

局は、水源かん養林を除いても約2,000万㎡に上る膨大な事業用地を所有しているが、このうち一部の用

地については、市街地再開発事業への参画、共同ビルの建設、公共住宅と局施設との合築、駐車場用地としての貸付け、事業用借地権の設定等、種々の有効活用を実施している。

また、都政を取り巻く喫緊の課題にも対応し、保育所整備のための貸付けを実施している。

なお、再開発事業及び共同事業においては、令和3年度末現在、15のビルで、約110,300㎡の事務所床等を保有し、このうち約99,300㎡を民間企業等に賃貸しており、資産の有効活用の大きな柱となっている（表6-3参照）。

表6-3 土地関係収入内訳（税抜）

（1）水道事業会計（単位 百万円）

	2年度	3年度	4年度
土地使用料	2,585	2,586	2,608
建物使用料	5,293	5,333	4,764
土地売却額	2,817	508	12
計	10,695	8,427	7,384

（2）工業用水道事業会計（単位 百万円）

	2年度	3年度	4年度
土地使用料	206	203	200
建物使用料	0	0	0
土地売却額	3,794	0	248
計	4,000	203	448

（注）端数処理により誤差が生じる場合がある。

（3）所在市町村交付金

国又は地方公共団体が所有する固定資産については、地方税法上、所在地の市町村が固定資産税を課することはできない。ただし、一般の私有財産と同様の資産について負担の均衡を図る必要があること及び市町村内で相当な規模の面積を占める資産について該当市町村の税財政に著しい影響を及ぼしており自主財源に配慮すべきことから、国又は地方公共団体から該当市町村に交付金を交付することとされている（国有資産等所在市町村交付金法）。当局も同法に基づき、次に挙げる固定資産について該当市町村に交付金を交付している。

ア 公舎の土地及び建物、貸付資産（交付金法第2条第1項第1号）

イ 取水・貯水・浄水施設の土地、ダムの用に供す

る固定資産（交付金法第2条第1項第5号）

なお、令和4年度の交付総額は、約13億2,737万5千円である。

（4）玉川上水の整備保全

玉川上水は、承応2（1653）年に羽村から四谷大木戸までの上水路が開削され、翌年には江戸市中に通水を開始した。平成15年には開削350周年を迎え、国の史跡にも指定された。現在でも、水道原水導水路や浄水場等の排水路として機能している重要な水道施設であるとともに、東京における水と緑の空間として多くの人々に親しまれている。

この玉川上水を適切に保存管理し後世に継承していくため、平成19年に都庁関係局及び地元自治体と連携して「史跡玉川上水保存管理計画書」を策定し、保存管理の方針・方法や整備活用の方針について明らかにした。さらに、平成21年には「史跡玉川上水整備活用計画」を策定し、今後関係機関が連携して取り組むべき施策を取りまとめた。

両計画に示された取組は、関係各局や地元自治体が連携して実施するものであり、当局としても水路路面の保全、高木伐採及び剪定、各種媒体を活用したPR活動などの取組を実施している。

3 貯蔵品の管理

貯蔵品とは、当局で貯蔵している未使用の水道工事用材料（以下「材料」という。）をいい、棚卸し経理を行うべき資産である。

材料調達的方式としては、「支給材料方式」と「工事請負者持ち方式」がある。

「支給材料方式」とは、材料を貯蔵品として当局が購入・管理し、工事請負者にも支給する方式で、規格の統一、品質の確保、円滑な材料調達、一括購入による価格の低廉化及び突発事故や震災等の際の即時調達というメリットがある。この方式は、戦前から採用され、当局の事業執行において大きな役割を果たしてきた。

しかし、製造技術の向上や規格の整備等により、市場で良質な材料が容易に調達できるようになったことや貯蔵品を備蓄するための経費や用地を要することなど、材料を取り巻く環境が変化したことに伴い、平成

13年4月から、突発事故等の緊急工事を除いて、工事を行う請負者が材料を自ら調達する「工事請負者持ち方式」へ移行した。このことにより、コストの縮減と用地の有効活用を図ることが可能となった。

他方、近年の他都市における地震被害の実情を踏まえ、震災への対応力を更に強化する必要性が生じたため、震災復旧及び緊急事故対応のための資材備蓄体制を見直し、平成19年10月に基本方針を策定した。

この方針に基づき、平成19年度から平成21年度までの3か年で、被害想定に基づく復旧用材料の備蓄量を、応急復旧活動の3日分から10日分に拡充し、保管場所の再編整備を図った。貯蔵品の保有状況は、表6-4及び図6-1のとおりであり、現在は、新砂緊急資材置場、鹿浜緊急資材置場、港南保管場（暫定）、狛江緊急資材置場、上井草緊急資材置場、武蔵村山緊急資材置場、八王子緊急資材置場、国分寺緊急資材置場、大原緊急資材置場、芝給水所内緊急資材置場及び晴海給水所内緊急資材置場の11か所で保管している。

なお、震災時には、迅速・確実に材料を確保する必要があることから、備蓄する10日分以降の調達については、協定に基づき、局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する「支給材料方式」で行うこととしている。

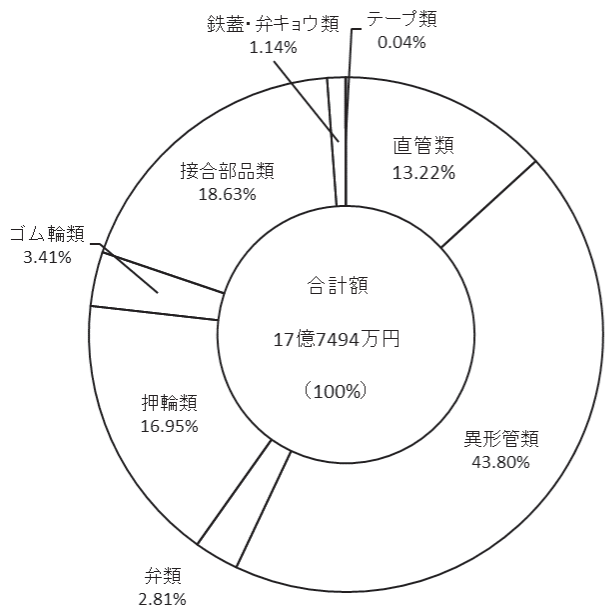
表6-4 年度別貯蔵品受払額（過去5か年度）

（単位 千円）

年度	受入額 (A)	うち、前年度繰越分を除いた額	払出額 (B)	期末残高 (A)－(B)
30年度	2,156,238	69,611	247,655	1,908,583
元年度	1,941,325	32,742	90,127	1,851,198
2年度	1,882,475	31,277	108,513	1,773,962
3年度	1,775,014	1,052	27,731	1,747,283
4年度	1,786,799	39,516	11,859	1,774,940

（注）金額は消費税抜きである。

図 6－1 貯蔵品品種別保有割合（令和 4 年度末）



4 知的財産権の管理

当局が管理する知的財産権には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権がある（表 6－5 参照。出願中のものも含む。）。特許、実用新案及び意匠のうち、職員が職務に関連して行った発明は、特許法上、職務発明として取り扱うものとされている。

当局では、昭和 60 年に「東京都水道局職員の職務発明等に関する規程」を制定し、職務発明の取扱いを明確にするとともに、職員の発明意欲を促進し、水道技術の向上に貢献することとしている。

職員が職務に関連して発明をした場合は、当局は、その届出を受けた後、職務発明審査会に付議し、当該発明が職務発明に該当するかを認定し、当該発明に係る特許を受ける権利等を当局が職員から承継するかを決定する。承継した権利等については、その保全のため、特許出願、審査請求等の必要な管理を行っている。

当局における職務発明は、主として業務を遂行していく上での問題解決の中から発案された技術的なものが中心となっている（代表例 管接続構造、ポリエチレンスリーブ工法及びポリエチレンスリーブ）。

近年の取組としては、平成 18 年度に策定した「東京都水道局知的財産基本方針」に基づき、規程の具体的解釈や事務取扱について「東京都水道局知的財産取扱指針」を策定、出願・登録案件のデータベース化及び

共有化、管理運営体制の整備など、知的財産管理の適正化を図っている。

表 6－5 出願・登録件数等の現状

(令和 5 年 3 月末現在) (単位 件)					
出願項目	特 許	実用新案	意 匠	商 標	計
状 況					
権 利 登 録 中	23	0	5	11	39
出 願 中	3	0	4	2	9
小 計	26	0	9	13	48
拒 絶 査 定 を 受 け た も の 等	65	15	0	0	80
権 利 期 間 終 了 及 び 権 利 放 棄 し た も の	73	18	11	0	102
計	164	33	20	13	230

5 営繕業務

当局所有の建物は、区部の支所、営業所、職員住宅を始め、多摩地区の庁舎、浄水場本館、給水所事務所等がある。そのうち、経理部営繕課では、主に区部や多摩地区の支所、営業所等の改修等を行っており、併せて緊急的な修繕や職員住宅の空き家補修を実施している。

建物の維持保全に関しては、建設年次及び劣化度等を勘案して、関係部署と調整の上、建替えや大規模改修工事を進めている。具体的には、お客さまへの利便性の向上を図るため、バリアフリー化を進めるとともに、省エネルギー化やCO₂削減対策として、照明器具のLED化や空調機等の高効率機器への更新等に取り組んでいる。

また、大規模震災時には、各庁舎等における事業の継続性を確保するため、建物の応急危険度判定調査を実施し、建物の安全性を確保していく。

なお、老朽化したブロック塀については、通行者等の安全確保の観点から撤去し、国産材を使用した木塀等に改修することで、景観や環境へも配慮した。

表 6－6 庁舎等の主な整備

（1）令和4年度完成した主な工事

南部支所大森旧庁舎解体工事
東部第二支所非常用自家発電設備蓄電池取替工事
水の科学館設備改修等工事

（2）令和5年度着手予定の主な工事

東部建設事務所改修工事
高島平事務所改修工事
多摩水道秋留台庁舎改修工事
東部第二支所直流電源装置更新工事
世田谷営業所空気調和設備改修工事